

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-5
環境保全の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 廃棄物対策課長 長田 茂男 電話番号 0852-22-6173

事務事業の名称	浄化槽適正管理指導啓発等事業	
目的	(1) 対象	浄化槽を使用する住民（浄化槽管理者）
	(2) 意図	浄化槽の適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質安全を図る
事業概要	浄化槽の適正な維持管理を推進するため、正しい知識や管理について啓発を実施する。 公共用水域の水質安全を図るため、（公社）島根県浄化槽普及管理センターの実施する法定検査で不適正と判定された浄化槽への改善指導を実施する。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	浄化槽法第11条検査等の不適正改善率	目標値		80.0	80.0	80.0	80.0	%
	式・定義	不適正改善件数/不適正指導検査数	取組目標値						
			実績値	82.1	70.4	73.8			
			達成率	-	88.0	92.3	-	-	%
2	指標名		目標値						%
	式・定義		取組目標値						
			実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	349	789
うち一般財源 (千円)	349	789

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 平成29年度の11条検査受検率は69.7%（単独処理浄化槽：50.7%、合併処理浄化槽：88.9%）であった。
- 不適正基数の割合は11条検査で1,971基 4.1%、7条検査で49基 4.7%であった。
- 11条検査の受検率は平成25年度が65.6%、平成26年度が68.1%、平成27年度が71.8%、平成28年度は71.4%、平成29年度は69.7%であった。
- 11条検査で不適正と判定された浄化槽のうち、立入検査により指導を実施したのが、42件であり、そのうち31件（73.8%）が改善された。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 平成23年度以降、合併処理浄化槽のほか10人槽以下の単独処理浄化槽の管理者に対して11条検査の受検案内を開始して以降、11条検査の受検率が上昇（H22：42.6%、H29：69.7%）し、適正に検査を受ける浄化槽管理者の割合が増えた。
- また、法定検査の結果、不適正と判定された浄化槽について、指導により改善が進んでおり、特に11条検査については、立入検査による指導により73.8%の浄化槽で改善がなされた。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 法定検査のうち11条検査について、受検率が頭打ちの状況で約3割の浄化槽管理者が未受検の状況。
- 11条検査受検者のうち、特に単独処理浄化槽の管理者の受検率が50.7%と低い状況。
- 法定検査により不適正と判定された浄化槽のうち、保健所が指導を実施したものは多くが改善に至っているが、一部改善されていない状況。
- 11条検査で不適正となった理由は主に、故障等によるばっ気の停止、導入管きよの未接合、放流水の透視度低下、消毒薬剤切れ、未管理であった。

②困っている状況が発生している「原因」

- 浄化槽管理者の適正な維持管理のための意識が低く、理解が十分でない。
- 単独処理浄化槽の設置基数は全体の約半数を占めているが、設置者の半数近くが11条検査を未受検である。
- 加えて単独処理浄化槽の新設が禁止されて既に10年以上経過しており、設置された単独処理浄化槽の老朽化により法定検査の不適数も多くなり、改善不可能な例も散見されている。
- なお、浄化槽管理台帳の精度が不足していることも受検率が頭打ちの一つの原因となっている。

③原因を解消するための「課題」

- 浄化槽管理者に対して、管理者としての意識を高め、適正な維持管理（清掃・保守点検の実施、法定検査の受検）のための理解を深めてもらうための周知、啓発の実施。
- 老朽化した単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換等の推進。
- 浄化槽管理台帳の精度向上の取組みの実施。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 引き続き浄化槽管理者に対する適正管理の啓発を実施する。
- 法定検査受検率の向上に向けて、（公社）島根県浄化槽普及管理センターや（一社）島根県浄化槽協会と連携して新たな方策を検討する。
- 不適正判定の浄化槽の適正化（浄化槽の修繕や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等）についても、普及管理センターや浄化槽協会、市町村や庁内関係課と協議しながら管理者に対し働きかける。
- 浄化槽管理台帳の精度向上に取り組む。